

疾患名	病児保育受け入れ基準
インフルエンザ	発病後3日目から可能
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していれば可能
麻疹（はしか）	解熱後3日（72時間）経過していれば可能
おたふくかぜ（ムンプス・流行性耳下腺炎）	発病後4日目から、症状の回復傾向がみられれば可能
結核	受け入れ不可
風疹（三日はしか）	発疹が消失していれば可能
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化していれば利用可能
プール熱（咽頭結膜熱）	症状が安定していれば隔離対応で利用可能
はやり目（流行性角結膜炎）	結膜炎の症状が軽快してから利用可能
ヘルパンギーナ	発症後1日目から症状が安定していれば利用可能
溶連菌性咽頭炎	抗菌薬を飲み始めていれば利用可能
腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	症状が改善し、医師により感染のおそれがないと認められたら利用可能
急性出血性結膜炎	医師による病児保育の利用許可があれば利用可能
ロタ・ノロ・アデノウイルスなど（感染性胃腸炎、細菌性胃腸炎も含む）	嘔吐が落ち着いて水分がとれる状態になり、なおかつ下痢が落ち着いたら利用可能
マイコプラズマ感染症	抗菌薬内服していれば利用可能
RSウイルス・ヒトメタニューモウイルス	症状が落ち着いていれば利用可能
突発性発疹	医師による病児保育の利用許可があれば利用可能
帯状疱疹	症状が軽快したら利用可能
手足口病	発症後1日目から利用可能
髄膜炎菌性髄膜炎	受け入れ不可
りんご病（伝染性紅斑）	希望があれば利用可能
水いぼ（伝染性軟属腫）	発症時から利用可能
とびひ（伝染性膿痂疹）	発症時から利用可能
新型コロナウイルス感染症	発症後5日目から利用可能